

10 調査計画書の修正の経過及びその内容

10 調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

東京都環境影響評価条例第46条第1項の定めによる調査計画書に対する調査計画書審査意見書に記載された知事の意見並びに条例第45条において準用する条例第18条第1項の都民の意見書及び条例第45条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された周知地域区長（北区長、足立区長）の意見を勘案し、また、事業計画の具体化に伴い調査計画書の一部を修正した。

修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表5-1(1)及び(2) (p. 12及びp. 13参照)に示すとおりである。

10.2 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染】

大気質の予測に当たっては、高層気象の調査及び風洞実験を実施するとしていることから、そのデータの活用方法についてわかりやすく記載すること。また、風洞実験に当たっては、計画地周辺の地形等も十分考慮し、実施すること。

【悪臭】

敷地境界における臭気指数の予測において、ごみ収集車両のプラットホームへの出入り口が不明確なことから、現況調査及び予測地点の選定に当たっては、出入り口を明らかにした上で、適切な位置に設定すること。

【騒音・振動】

工事の施行中における建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測において、予測の対象時点を建設機械の稼働に伴う影響が最大となる時点としているが、本事業では既存施設の解体工事が行われることから、解体工事及び建設工事に伴う影響が最大となる時点についても予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

10.3 調査計画書に対する都民、周知地域区長及び近隣県市長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が1件、周知地域区長（北区長、足立区長）からの意見書が2件提出された。都民及び周知地域区長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈都民からの意見〉

(1) まず、視覚については、いくつかの検証項目が設定されておりますが、調査地点として、遠隔地(中景)、近接地(近景)、隣接地となっており、調査検証方法が、眺望写真撮影、天空写真撮影、完成予想図(フォトモンタージュ)合成等となっております。街並に馴染んだ、景観、及び、威圧感の低い建築に対してのみで有り、建築の持つ、美しさ、美的センスに訴えたものでは有りません。

(2) 近隣に生活圏を持つ地域住民が、日常的に触れ合う建築の持つ子供たちへの将来的展望に対する間接的影響等を考慮したものでなければなりません。

次に、建築計画案(立面図、完成予想図)を拝見したところ、全くデザインされて、おりません。平面をそのまま、立ち上げただけのものだと思われます。機能性のみのものに、ちょっとした、木材の使用を加えただけです。

(3) 幣所の構想では、日照時間多壁面については、地域住民の要望でもある、壁面緑化、日照時間少壁面については、カーテンウォール等を用いた建築デザインによる対応、または、様式建築を取り入れた壁面計画等を考えております。また、この構想は、温室効果ガス低減にも寄与するものであります。そして、臭覚についてもです。子供たちに対して、歴史的価値観を与えるものになる可能性も秘めております。

〈周知地域区長（北区長）からの意見〉

総論

周辺の環境保全に配慮した事業計画とするとともに、事業実施時においては、技術進歩等を踏まえ、可能な限り環境影響の低減に努められたい。

区民からの意見・要望については、十分に検討し、環境保全のための適切な措置を講じられたい。

工事期間中や施設稼働後における周辺住民からの声に対しては、可能な限り真摯に対応されたい。

環境影響評価図書を作成する際には、調査及び評価の方法などについて、平易な文章で表現するなど、区民が理解しやすいものとなるように努められたい。

各論

1. 大気汚染

(1) 工事関係車両は、可能な限り低公害車や最新規制適合車を使用するよう努められたい。

- (2) 調査する物質として二酸化窒素を選択する場合は、窒素酸化物も併せて調査する旨が技術指針に記載されているが、本事業においては窒素酸化物を対象としないことについて理由を記載されたい。
- (3) 微小粒子状物質について、今後、予測・評価手法が確立された場合は、予測・評価の項目とされたい。
- (4) アスベストの使用状況の事前調査に当たっては、最新の「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）に則って実施し、調査に漏れがないよう万全を期すこと。また、アスベストの使用が判明した場合には、大気汚染防止法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「東京都環境確保条例」という。）その他、関係法令を遵守して適切に対応すること。
- (5) 長期にわたる工事であり、近隣には戸建住宅等が所在することから、一般粉じんについて工事施行中の調査及び予測・評価項目に含めることを検討するとともに、飛散防止に可能な限り努められたい。

2. 悪臭

- (1) 解体工事前に実施するごみバンクの清掃は本事業の一環で実施されるものであり、また、清掃後の悪臭発生状況についても未知数であることから、工事施行中についても予測・評価項目とされたい。
- (2) 工事施行中に苦情が生じないよう配慮されたい。
- (3) 敷地境界における調査地点については、プラットホームに最も近い位置にするなど、臭気強度が最も強いと考えられる位置とされたい。

3. 騒音・振動

- (1) 工事用車両や建設機械については、低騒音・低振動の機種を活用するなど、周辺住民の生活環境に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮されたい。
- (2) 既存工場はSRC造であり、地表からの深度も深いことから、解体時に著しい騒音、振動が発生することが予測される。低騒音、低振動の重機選定や防音パネル等の設置はもとより、低騒音、低振動の工法を採用すること。
- (3) 騒音規制法、振動規制法又は東京都環境確保条例による規制を受ける建設作業及び工場については、各法令において騒音又は振動の大きさの決定方法が定められているため、予測、評価にあたっては、ふさわしい方法を採用し、採用した方法が妥当であることを示す根拠も併せて記載されたい。
- (4) 計画地の南側には、比較的高さのある集合住宅が存在することから、高さ方向についても、調査並びに予測・評価することを検討されたい。
- (5) 低周波音について、現況及び主要機器の構成・配置に大きな差異がないこと等から予測・評価項目としないこととされているが、区民への低周波音の影響が懸念されるため、調査及び予測・評価項目に含めることを検討されたい。

4. 水質汚濁

既存の北清掃工場建設時に発生した汚染土壌の封込め槽については、現行の土壌

汚染対策法で規定される方法と同等の方法により周辺環境から遮断され、また、本事業においては封込め槽に絡む作業はないとのことであるが、地下水保全について万全を期すため、封込め槽内の汚染土壌中の有害物質に係る項目に関し、工事の施行期間中を通じて地下水質の調査を実施されたい。

5. 土壌汚染

図8-4「現地調査地点位置図(土壌汚染)」において、調査地点が示されているが、本計画地は、土地の面積及び事業内容から、土壌汚染対策法第4条及び東京都環境確保条例第117条の対象であり、また、同条例第116条の対象となる可能性も現段階では否定できないことから、示されている調査地点の妥当性が不明である。これらの規制を受ける可能性を考慮した計画とされたい。

6. 地盤・水循環

建替え後の本清掃工場躯体等が、地盤や水循環に影響を与えることがないように慎重かつ十分な措置を講じられたい。

7. 日影

計画建築物の配置や形状を工夫し、日影の影響を可能な限り低減するよう配慮されたい。

8. 電波障害

- (1) 計画建築物について、外壁の材質及び形状等の検討も行き、可能な限り障害範囲が小さくなるよう努められたい。
- (2) 工事期間中も含め、電波障害が発生したときは、適切に対応されたい。

9. 景観

周辺地域の景観との調和を考慮して、デザイン・色彩などに十分配慮するなど、可能な限り良好な景観の形成に努められたい。

10. 自然との触れ合い活動の場

評価の指標に記載されている「北区緑の基本計画」は、平成31年度に改定する予定である。改定以降は、新しい計画に基づいて評価されたい。

11. 廃棄物

工事施行中に発生する廃棄物等については、再利用および再資源化に努め、発生量の低減を図られたい。

12. 温室効果ガス

建替え後の本清掃工場においても、温室効果ガスの排出抑制に努められたい。

13. その他

- (1) 周辺に小中学校、保育園があることから、工事中の騒音、振動、粉じんに対する配慮や工事中及びごみ収集計画に対する車両走行ルートを通学路に対する配慮のほか、教育施設及び児童福祉施設の運営全般に支障がないよう計画されたい。
- (2) 工事計画日程・予定、工事時間等についての周知・説明について丁寧な対応をされたい。
- (3) 東京都北区みどりの条例の基準以上の緑化に努めるとともに、緑化計画の内容について、より詳細に記載されたい。
- (4) 図6-8「計画地周辺の建築物の高さ」に使用する地図は、最新のものを使用されたい。
- (5) 図6-9(1)「用途地域図(北区)」及び図6-9(2)「用途地域図(北区凡例)」に記載されている内容と、出典元資料の内容に一致していない点があるため、確認の上、訂正されたい。

〈周知地域区長（足立区長）からの意見〉

- 1 工場稼働後の大気（排気ガス、ばいじん）測定については、引き続き常時測定を実施すること。

